

着地検査の具体的な対応方法等について

魚種：エビ類

作成日：令和4年6月13日（初版）

改正日：令和8年7月14日

「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針（令和8年7月14日改正）」（以下「指針」という）2の（2）の着地検査の具体的な対応方法等のうち、エビ類に関する事項は下記のとおりとする。

（1）対象の輸入水産動物の種類及び形態

対象の輸入水産動物の種類：エビ類

対象の輸入水産動物の形態：稚エビ

（2）着地検査の実施機関及び実施者

- ・エビ類養殖用種苗の輸入にかかる着地検査は、表1のとおり、養殖施設の所在地ごとに担当する水産・海洋技術研究所の各機関の職員（以下「県検査員」という。）が実施するものとする。

表1

養殖施設の所在地	担当機関
湖西市・浜松市・磐田市・袋井市・掛川市・ 菊川市・周智郡	水産・海洋技術研究所 浜名湖分場
沼津市・富士市（海域）・静岡市・焼津市・藤 枝市・島田市・牧之原市・御前崎市 ・榛原郡	水産・海洋技術研究所
御殿場市・裾野市・三島市・富士宮市・富士 市・伊豆市（土肥除く）・伊豆の国市・小山 町・清水町・長泉町・函南町	水産・海洋技術研究所 富士養鱒場
熱海市・伊東市・伊豆市土肥・下田市・東伊 豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町	水産・海洋技術研究所 伊豆分場

（3）着地検査の期間及び回数

- ・着地検査の期間は、輸入水産動物の養殖施設への導入から6か月間（飼養期間が6か月未満の場合、導入から飼養終了までの全期間）とする。
- ・着地検査の回数は、月1回とし、導入時の初回検査を含め計7回とする。

（4）着地検査の方法

- ・着地検査の目的を鑑み、当該養殖施設等が当該種の輸入水産動物を初めて導入する場合には、当該養殖施設等における消毒の作業方法等の状況確認や指導等が必要であることから、導入時の初回検査は県検査員による立入検査を行わなければならない。2

回目以降の検査は、初回検査時と施設内容や担当者などに変更がない場合は、聞取調査とすることができる。

- ・また、初回検査は立入検査を基本とするが、同種の輸入水産動物を再び導入する場合には、前回の導入時と輸入元や施設内容、担当者などに変更がない場合は、導入時の初回検査も聞取調査とすることができる。
- ・着地検査の詳細は以下のとおりとする。

ア 立入検査

- ・立入検査は、県検査員が着地検査場所へ出向き行う。
- ・立入検査の実施日は、平日とする。
- ・初回検査に立入検査を行う場合は、指針別紙1「着地検査期間中の飼育状況報告」に掲げる項目について、事前に輸入者もしくは仕向先の養殖施設の責任者（以下「施設責任者」という。）から提出を受けた輸入許可申請書の写しや、動物検疫所から提供を受けた輸入許可証を参考に、県検査員が現場での現物確認等を行う。
- ・養殖用種苗の運搬に用いられた梱包材等は、消毒剤で消毒・殺菌した後、養殖施設が適切に処理する。
- ・初回検査に立入検査を行う場合は、施設責任者が立ち合わなければならない。県検査員は必要に応じて輸入者に立会いを求めることができる（立入検査当日に施設責任者の立会いが無い場合は、着地検査への協力要請に対し養殖施設から同意が得られていないものと判断し、着地検査を中止する）。
- ・2回目以降の検査に立入検査を行う場合は、県検査員が着地検査場所へ出向き、施設責任者の立会いのもと、指針別紙1「着地検査期間中の飼育状況報告」（着地検査期間終了時は、別紙2「着地検査終了報告書」）に掲げる項目について飼育日誌等を参考に確認する他、対象の輸入水産動物や同じ施設内で飼育される他の水産動物の様子等について現地確認を行う。立入検査に施設責任者の立会いが困難な場合は、当該水産動物の飼育状況を十分に把握する当該施設の従業員等を代理とすることができる。

イ 聞取調査（施設責任者からの報告等）

- ・再び導入する場合には初回検査を聞取調査とする場合は、輸入水産動物の導入日の翌営業日までに、指針別紙1「着地検査期間中の飼育状況報告」に掲げる項目について、県検査員が施設責任者から電話で聞き取るか、もしくは施設責任者が県検査員へ電子メール等により当該記録表を提出する。この場合、県検査員は施設責任者に対し、導入する輸入水産動物の現物や導入作業の様子を写真等で記録し、県検査員へ報告するよう求めることができる。
- ・2回目以降の検査を聞取調査とする場合は、指針別紙1「着地検査期間中の飼育状況報告」（着地検査期間終了時は、別紙2「着地検査終了報告書」）に掲げる項目について、県検査員が施設責任者から電話で聞き取るか、もしくは施設責任者が県検査員へ電子メール等により当該記録表を提出する。

ウ 着地検査により輸入水産動物に疾病の発生が疑われる場合

- ・ 疾病の発生が疑われる場合は、養殖施設の所在地（表 2）ごとに担当する水産・海洋技術研究所の魚病担当者が飼育状況を確認し、必要に応じて魚病検査を実施する。

表 2

養殖施設の所在地	担当機関
藤枝市・焼津市 以西	水産・海洋技術研究所 浜名湖分場
静岡市 以東	水産・海洋技術研究所 富士養鱒場

- ・ 特定疾病の発生が疑われる場合は、水産資源課へ報告するとともに、水産研究・教育機構水産技術研究所に確定診断を依頼する。
- ・ 特定疾病の発生が確認された場合は、検査結果を水産資源課を経由して畜水産安全管理課及び関係都道府県へ速やかに報告するとともに、関係者と連携して具体的なまん延防止措置を協議する。